

告 示

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在
者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人新和会 地域密着型介護老人福祉施設いろは	埼玉県草加市両新田西町百五十 一番地二
老人ホーム	社会福祉法人俊仁会 特別養護老人ホームよりい	埼玉県大里郡寄居町用土百三十 三番地一